

仕様書等の一部訂正について

令和8年1月20日付けで公告した「7年度宗谷署【知来別地区その1】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第4号」の仕様書等について下記のとおり訂正します。

令和8年1月22日

分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長 大竹 將之

1. 修正箇所及び内容

仕様書等1 「特記仕様書」 7項目 を削除し、以下を繰り上げ記載。

以上

(誤)

特 記 仕 様 書

7年度宗谷署【知来別地区その1】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第4号について、下記の事項を定める。

記

- 1 伐採について
 - (1) 列状間伐の箇所については、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内伐採・作業行為協議の知事同意内容について
当該事業の事業地の全部は、保安林に指定されていることから、当該事業に係る保安林内伐採及び作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。
（別紙「事業地毎の作業条件」参照）
- 3 システム販売について
当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、伐採寸法及び検知等について別途指示する。
- 4 土場と既設道等を結ぶ森林作業道の作設について
当該土場へ通じる引込線を作設するにあたっては、森林作業道作設仕様書によらず、次に定める仕様により作設するものとする。
 - ① 縦断勾配：原則9%以下（地形状況等によりやむを得ない場合は14%以下）
 - ② 敷砂利：敷幅は3mの範囲内、敷厚は20cm、切込砂利は80mm級とする。
- 5 既設道等維持修繕に関する事項
 - (1) 当該事業の事業地へ通じる既設道については、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。
 - (2) 当該事業で使用する既設道については、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

敷幅	：	3mの範囲内
敷厚	：	20cm
切込碎石	：	80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。
※「納品書等」とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。
 - (3) 除雪について
当該事業の事業地へ通じる通勤路については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。なお、除雪にあたっては民地に砂利を飛ばしたり、工作物等に損傷を与えないよう十分注意すること。

- 6 誤伐防止について
誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。
- 7 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて
~~一次のとおりに工事看板等に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。~~
~~（１）工事看板等の記載内容~~
~~一次の記載文章例を参考に簡潔に記載することとする。~~
~~健全な森林づくりのため間伐、地拵、植付を行っています。~~
~~国土強靱化対策事業~~
~~（２）留意事項~~
~~標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することとは不要とし、これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。~~
- 8 ナラ枯れ被害拡大防止対策
ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。
また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。
- 9 協定苗木の使用について
植付作業で使用するコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
北振種苗有限会社 紋別郡雄武町中雄武108 TEL：0158-84-3820	カラマツ	1号(150cc)	8,900 本

(正)

特 記 仕 様 書

7年度宗谷署【知来別地区その1】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第4号について、下記の事項を定める。

記

- 1 伐採について
 - (1) 列状間伐の箇所については、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内伐採・作業行為協議の知事同意内容について
当該事業の事業地の全部は、保安林に指定されていることから、当該事業に係る保安林内伐採及び作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。
（別紙「事業地毎の作業条件」参照）
- 3 システム販売について
当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、伐採寸法及び検知等について別途指示する。
- 4 土場と既設道等を結ぶ森林作業道の作設について
当該土場へ通じる引込線を作設するにあたっては、森林作業道作設仕様書によらず、次に定める仕様により作設するものとする。
 - ① 縦断勾配：原則9%以下（地形状況等によりやむを得ない場合は14%以下）
 - ② 敷砂利：敷幅は3mの範囲内、敷厚は20cm、切込砂利は80mm級とする。
- 5 既設道等維持修繕に関する事項
 - (1) 当該事業の事業地へ通じる既設道については、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。
 - (2) 当該事業で使用する既設道については、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

敷幅	：	3mの範囲内
敷厚	：	20cm
切込碎石	：	80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。
※「納品書等」とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。
 - (3) 除雪について
当該事業の事業地へ通じる通勤路については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。なお、除雪にあたっては民地に砂利を飛ばしたり、工作物等に損傷を与えないよう十分注意すること。

6 誤伐防止について

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 ナラ枯れ被害拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

8 協定苗木の使用について

植付作業で使用するコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
北振種苗有限会社 紋別郡雄武町中雄武108 TEL：0158-84-3820	カラマツ	1号(150cc)	8,900 本